

## 「いじめ」の定義の解釈について（論点ペーパー）

### 1 はじめに

いじめ防止対策推進法第2条第1項において、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

したがって、次の①から④までを全て満たす事象がある場合に、いじめが成立することとなる。

①行為者及び客体の属性

行為者も客体（実行行為の対象となった者）も児童生徒であること

②行為者と客体との関係

行為者と客体との間に一定の人的関係が存在すること

③実行行為

行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④心身の苦痛の発生

客体が実行行為により心身の苦痛を感じたこと

そして、学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うとともに（全件組織的対応、第23条第3項）、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとされている（同条第5項）。

しかし、このいじめの定義をめぐっては、例えば次のような問題が存在する。

ア 言葉の投げ掛けは客体に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」に該当するものの、その全てを実行行為に該当すると解するならば、児童生徒の有する表現の自由や人格権への配慮が不十分なものとなるおそれがある。

イ 自殺した生徒が生前にいじめを受けていたか否かを判断する際に、死者が生前に心身の苦痛を受けていたか否かをいかにして判断すべきかが定まっていない。

ウ 国の基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在することから、「けんか」は、法律上のいじめには該当するものの（双方向のいじめ）、行政実務上はいじめとして扱わないこととしているが、「けんか」の意義が定まっていない。

そのため、いじめの定義の解釈（特に③と④の解釈）を示すことで、学校現場におけるいじめの成否に関する判断が的確に行われるようにする必要があると考える。

なお、「けんか」以外にも、法律上のいじめには該当するものの行政実務上はいじめとして取り扱わないこととすべき類型が存在するのではないかという問題意識もある。

## 2 いじめの成否が問題となる類型の例（当事者は全て同級生とする。）

### (1) 告白を拒絶した場合

A男は、かねてから思いを寄せていたB子に告白した。しかしB子は、A男と交際するつもりはなかったので、「あなたと付き合うつもりはない」旨答えたところ、A男は、思いがかなわぬことを悟り、ショックを受けた。

(論点) B子のA男に対するいじめが成立するか。

(問題の所在) 本件でいじめが成立するのであれば、B子は、いじめっ子のレッテルを貼られないためには、自己の意に反してA男の告白を受容する必要がある。しかし、どの異性と交際するかは憲法第13条が保障する人格権（とりわけ自己決定権）と深く関わる事項であり、本人の意思が最大限尊重されるべきである。

(参考) 「子どものいじめ問題ハンドブック」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編）には、「例えば、ある子どもが、ある子どもに思いを寄せているような場合で、その思いを告白され、受け止められずよそよそしくなった場合（中略）など、相手を傷つけてしまうことがあります。これによって、相手が傷ついたと言うことはできると思いますが、いじめというには躊躇されることでしょうか。」との記述がある。

### (2) 「主観的」な仲間外れ

いつも学校で仲良くし、行動を共にすることが多いA、B、C、D、Eの5人であったが、ある週末、A、B、C、Dの4人は、たまたま公園で出会い、その足で4人で買い物に出かけた。週明けに学校でそのことを4人から告げられたEは、仲間外れにされたと思い、傷付いた。

(論点) A、B、C、DのEに対するいじめが成立するか。

(問題の所在) 本件でいじめが成立するのであれば、A、B、C、Dは、いじめっ子のレッテルを貼られないためには、Eと連絡を取ってEを誘う必要がある。しかし、A、B、C、Dは、週末にたまたま出会い、その流れで同一行動を取っただけであり、Eは仲間外れにされたを受け止めるかもしれないが、客観的に見て仲間外れと評価すべき事案ではないように思われる。

### (3) 「主観的」な無視

Aは、BとCに対して「ボイスレコーダーを持ち歩き、人との会話を全部録音しているんだ。」と話した。それ以降、BとCは、Aと会話することに恐怖感を抱くようになり、Aから話し掛けられても一言も答えなくなった。Aは、BとCから無視されていると感じ、傷付いた。

(論点) BとCのAに対するいじめが成立するか。

(問題の所在) 本件でいじめが成立するのであれば、BとCは、いじめっ子のレッテルを

貼られないためには、Aから話し掛けられた際、会話が録音されることを承知の上で受け答えをする必要がある。しかし、BとCは、会話が録音されることに恐怖心を抱き、自己防衛のためにAと会話しないようにしているだけであり、その結果としてAは無視されたと受け止めるかもしれないが、客観的に見て無視と評価すべき事案ではないように思われる。

#### (4) ルールの遵守を促す言辞

掃除の時間には、全員が決められた役割分担に従って掃除を行うことになっており、教室の窓ふきはAとBの役割とされていたが、Aは掃除が嫌いだったので、窓ふきをしなかった。Bは、Aが窓ふきをしないと自分が全部の窓をふかなければならなくなるので、Aに対し、「Aさんも窓ふき当番なんだからちゃんとやってよ」と頼んだ。Aは、嫌いな掃除をやるようBに言われたことで、強い精神的ショックを受けた。

(論点) BのAに対するいじめが成立するか。

(問題の所在) Bは、ルールを守らないAに対し、ルールの遵守を促したものである。本件でいじめが成立するのであれば、Bは、いじめっ子のレッテルを貼られないためには、Aに対するルールの遵守要求を断念する必要がある。

(類例) (テスト中にカンニングをした者に対して)「カンニングをするな」  
(強い体臭を漂わせている者に対して)「ちゃんと風呂に入って」

#### (5) メッセージャーとしての教示行為

同級生数人で構成するLINEのグループで、Aが「Bはわがままで。うざい。」等と書き込んだ。それを読んだCは、グループのメンバーではないBに教えてあげようと思い、Bに情報提供した結果、書き込みの内容がBの知るところとなり、Bはショックを受けた。

(論点) 書き込みの内容がBの知るところとなっている以上、AのBに対するいじめが成立することは当然であるが、これに加えて、CのBに対するいじめが成立するか。

(問題の所在) Bの精神的苦痛は、直接的にはCの情報提供によってもたらされているので、CのBに対するいじめの成立要件に欠けるところはない。しかし、Cは単なるメッセージャーである。

### 3 「けんか」の意義についての考え方

#### (1) 意義の示し方(例)

けんかとは、二人以上の児童生徒が、同一の機会に、おおむね同量かつ同質の、いじめの実行行為に該当する行為を相互にすることを指す。

けんかを構成する各当事者の行為は、法律上はいじめの実行行為に該当するが、基本方針において「けんかは除く」とされているので、行政実務上は、けんかの結果、いず

れかの当事者が精神的苦痛を感じたとしても、全ての当事者の行為をいじめとして取り扱わない。

「おおむね同量の攻撃」とは、当事者間の攻撃の量に偏りが無い、あるいはわずかな偏りしか存在しないことを指す。

「おおむね同質の攻撃」とは、当事者間の攻撃が、殴り合い、口げんか、ネット上での応酬など、質的に同じであるか、又は双方の攻撃が態様面において著しく均衡を失するものではないことを指す。

## (2) 論点の例

けんかの態様が途中で質的に変化し、かつ、変化後の攻撃が一方向的なものにとどまった場合の処理

Aは、Bの態度が気に食わなかったため、Bを殴ったところ、Bは「やるか」と言いながらAを殴り、殴り合いのけんか（第一攻撃）になった。やがてBは興奮し、所持のナイフを取り出してAを切りつけた（第二攻撃）ところ、驚いたAは反撃をやめた。Aは軽傷を負った。

(論点) いじめの成否についての具体的な擬律判断をどうするかが問題となる。

(問題の所在) 第二攻撃は、第一攻撃と質的に異なる上に、第一攻撃が双方向のものであるのに対して第二行為は一方向的なものであるため、両者を切り離して処理すべきか否かが問題となる。

この点、①第二攻撃が第一攻撃の延長線上の出来事であることに着目し、第二攻撃も含めて全体が「けんか」として処理し、②「けんか」として処理するのは第一攻撃に限られ、第二攻撃は「けんか」として処理（その場合、BのAに対するいじめのみが成立する。）が考えられる。

## 4 「けんか」以外にも、法律上のいじめには該当するものの行政実務上はいじめとして取り扱わないこととすべき類型が存在するのではないかという問題意識について

### (1) 被害者の推定的承諾が存在すると考えられる場合

体育の授業でドッジボールの試合が行われた。Aは、敵方のBが目前にいたので、Bにボールを当てようと思い、Bを狙ってボールを投げたところ、ボールはBの腹部に命中し、Bは痛い思いをした。

(論点) 法律上の定義に照らせば、AのBに対するいじめが成立することになるが、そのような結論でよいか。

(問題の所在) ドッジボールはもともとボールを敵方のメンバーに当てることをルールとする球技であり、ボールを当てられた者が痛い思いをすることは所与の前提となっている。したがって、ドッジボールを行う際は、そうしたルールに基づき敵方からボールを当てられることについての推定的承諾が存在すると考えられる。推定的承諾に基づく行為を法的非難の対象としてよいか。

(参考) 本件におけるAの行為は、暴行罪の構成要件を満たすものの、Bの推定的承諾に基づく行為であるため、暴行罪は成立しないと考えられる。

(2) 法令に基づく行為である場合

Aは、放課後、Bが書店で万引きをしたのを目撃した。AはBに駆け寄り、「いま万引きしたのを見たよ。さあ警察へ行こう。」と言いつつ、Bの手首を強くつかんで交番へ連れて行った。Bは、Aに手首を強くつかまれて痛い思いをした。

(論点) 法律上の定義に照らせば、AのBに対するいじめが成立することになるが、そのような結論でよいか。

(問題の所在) 刑事訴訟法第213条は「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」と定めている。法令に基づく行為を法的非難の対象としてよいか。

(参考) 本件におけるAの行為は、逮捕罪の構成要件を満たすものの、法令に基づく行為であるため、逮捕罪は成立しないと考えられる。

(3) 正当防衛行為であると考えられる場合

Aは、Bに刃物をちらつかせながら「金をよこせ」と脅迫したところ、Bは、金を巻き上げられてはたまらないと思い、Aの右手を回し蹴りしたところ、刃物はどこかへ飛んでいった。Aは、手をBに回し蹴りされて痛い思いをした。

(論点) AのBに対するいじめが成立することは当然として、法律上のいじめの定義に照らせば、BのAに対するいじめも成立することになるが、そのような結論でよいか。

(問題の所在) BがAの右手を回し蹴りしたのは、「金を巻き上げられてはたまらない」との思いから、自己の財産を守るためにした行動である。自己の財産を守るための防衛行動を法的非難の対象としてよいか。

(参考) 本件におけるBの行為は、暴行罪の構成要件を満たすものの、正当防衛が成立するため、暴行罪は成立しないと考えられる。

5 「いじめ」の定義の解釈に係る対応 (案)

「いじめの防止等のための基本方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)において、いじめの定義の具体的な解釈を示すとともに、「法律上のいじめには該当するものの行政実務上はいじめとして取り扱わないこととすべきもの」を明確に示すこととしてはどうか。

※ただし、いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあるため、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、児童生徒の立場に立って行う必要がある。